

第3章 人権施策の具体的な取組み

人権施策の体系

多様化・複雑化を増す人権問題に対応するため、男女共同参画推進プランなど人権施策の推進に関連する他計画との連携を図るとともに、個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みを進めるために、

豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進

人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

の3点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。

併せて、事業の実施にあたっては、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の基本理念である、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指します。

また、人権施策の体系に基づき実施する具体的な諸事業については、社会経済状況等の変化に応じて、計画期間にかかわらず、事務事業評価などの行政評価手法を積極的に活用し、常に事業効果について評価・点検を行い、事業の創設・統合・廃止・休止なども含め、事業の見直しについては柔軟に対応し、人権施策の効果的な推進に努めます。

基本課題(3)	基本的方向(12)	
1 人権教育・人権啓発の推進	(1)人権教育	学校教育における人権教育の推進 社会教育における人権学習の推進
	(2)人権啓発	市民・企業等への啓発 各種団体等の啓発活動への支援
	(3)人権研修	人権に配慮した職務の遂行のため の人権研修等
2 人権擁護・保護機能の充実	人権相談体制の充実	
	擁護・保護機能の充実	
	専門機関との協力体制の推進	
3 社会全体での協働による 取組みの推進	NPO等多様な主体との協働の推進	
	団体との協議の場の設定	
	企業の自主的な取組みへの支援	
	地域との密着した連携・協働体制の推進	

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育

平成 20 年(2008 年)に国は、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」を示し、その中で人権教育とは、『人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動などの様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。』としています。

そのため本市においては、地域の実情等を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、これを体得することができるよう、学校園・家庭・地域社会において、児童生徒の発達段階や市民のライフステージに応じた人権教育を行うことが必要であると考えています。

ア 現状

「人権教育のための国連 10 年」は、人権教育・人権啓発を通して市民一人ひとりが個人として等しく尊重されるまちづくりを目指し、誰もが人権を自分の問題として受け止め、考え、理解し、行動することの積み重ねによって人権文化を根づかせていけるよう努めてきました。

第 5 回の高槻市人権意識調査では、市民の「子どもの人権」に対する関心は高く、地域社会において子どもの人権を尊重し、子どもを守る力を養っていくことが重要であること、また、これまで行ってきた人権教育が一定の成果はあるものの、その理念が十分理解されていないこと、人権に関わる各種行事への参加者の意識が高いことなどが報告されています。

イ 施策展開の基本的な考え方

人権施策の基本理念である、『一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現』のためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、市民一人ひとりの豊かな自己実現が図られていくことが必要です。

人権教育が、様々な人権に関する課題解決において果たす役割は極めて大きいと認識し、日本国憲法並びに教育基本法に基づき人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により教育分野の人権教育を進めます。

自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます。

人権意識を育むためには、一人ひとりが自分に自信や誇りを持ち、将来に夢や希望を持って自分の目標に向かって前向きに生きていくことが必要です。そのために、個性を尊重し生きる力を育む取組みを進め、豊かな自己実現を目指す人権教育を推進します。

人との豊かなつながりを築く人権教育を進めます。

様々な文化や多様性を認め合う姿勢が大切です。違うことから学び、自分をより豊かなものに高め、人との豊かな出会いとつながりを築く人権教育を推進します。

生涯学習の基礎となる人権教育を進めます。

自己実現を図り、人との豊かなつながりを築くためには、一人ひとりが人権問題を自分の問題と捉え、主体的に学習を深める中で、人権及び人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくことが重要です。そのために、人権学習を明確に位置づけ、生涯学習の基礎となる人権教育を推進します。

地域社会に根づいた人権教育を進めます。

市民一人ひとりの人権意識を高めるため、学校園・家庭・地域社会・職場など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。そのために、地域の人々の積極的な教育への参画の機会と場をつくるなどの地域社会に根づいた人権教育を推進します。

人権教育の熱意ある指導者の養成を図ります。

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の養成が必要です。教職員をはじめ保護者、地域コミュニティ指導者、グループ・サークルリーダー等、人権教育の推進者となる熱意ある指導者の養成に努め、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしを豊かにしていくための人権教育を推進します。

以上の基本方針に基づいて、市民一人ひとりが人権教育や人権啓発の理念を理解し、「人権は他人のものではなく、自らの課題である」と気づき、教育の主体性を保ちつつ、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係機関及び諸団体と役割を分担しながら、一層連携して人権教育を効果的に進めます。

ウ 施策の体系

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
学校教育における人権教育の推進	1 人権教育の充実・推進	(1) 人権教育の推進
		(2) 子どもたちの自主的な活動の拡大
		(3) いじめ・不登校に対する対応
		(4) 人権教育の推進システムと教職員研修の充実
社会教育における人権学習の推進	1 人権学習の充実・推進	(1) 人権啓発講座等の実施
		(2) 情報提供活動等の充実
		(3) 社会教育団体等の支援
		(4) 家庭教育の推進
		(5) 多文化共生・国際理解教育事業等の推進
		(6) スポーツ振興による人権啓発の推進
		(7) 図書館活動による障害者支援
		(8) 青少年の健全育成

【基本的方向】 学校教育における人権教育の推進

【課題1】 人権教育の充実・推進

対象者の発達段階に応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、学校教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育むための教育を充実・推進します。

【課題別施策（1）】 人権教育の推進

[課題別施策] 人権教育の推進(所管課：教育指導課)

同和問題、障害児教育、在日外国人問題、男女平等教育、性教育、メディアリテラシー等様々な人権問題に関して学校園での取組みの充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
学校人権教育推進事業	学校園における人権教育について教職員が研究及び研修を深め、副教材等を使用して人権教育の指導の充実を図る。	人権教育に関する教職員の各種研究会・研修会への参加や人権教育副読本、道徳教育副読本、人権教育資料集等様々な教材等を使用し、発達段階に即した人権教育を行うことを支援する。	教育指導課	実施			
総合的な学習等特色ある教育活動事業	総合的な学習の時間、道徳・特別活動等における国際理解教育・福祉・環境・性教育・男女平等教育等様々な人権教育の課題に児童生徒が主体的、体験的に取組み、人権意識を高めることを推進する。	フィールドワーク、JICAや留学生との交流、老人施設や障害者施設等の訪問、保育体験等総合的な学習・道徳・特別活動等における児童生徒の体験活動、補助協力員等を支援する。	教育指導課	実施			
特別支援教育運営管理事業	小・中学校の支援学級、通級指導教室に在籍する児童生徒の教育の充実を一層図るとともに、特別支援教育に対応した支援の充実を図るため、通常学級に在籍する特別なニーズのある児童生徒の支援を行う。	支援学級、通級指導教室の施設・設備の整備とともに、特別支援教育に対応した整備を行う。巡回相談等を実施するなど各学校の支援にあたる。	教育指導課	実施			

重度重複障害児童生徒サポート教室	重度重複障害児童生徒に対する支援を行うため、校区の支援学級での指導の充実を図る。	重度重複障害児童生徒に対する校区の支援学級での指導充実の一環としてサポート教室の設置運営を行う。	教育指導課	実施			
小・中学校支援学級備品事業	小・中学校の支援学級に在籍する児童生徒の教育の充実を図る。	新設支援学級の備品等を整備する。	教育指導課	実施			
日本語指導協力者派遣事業	小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対し母語を用い学習、懇談等への支援を行い、多言語化への対応に努め、日本での学校生活へのスムーズな適応を図る。	対象児童生徒等に母語に堪能な日本語指導協力者を派遣する。	教育指導課	実施			
在日外国人教育事業	外国にルーツを持つ児童生徒が仲間意識やアイデンティティを保持し、日本人児童生徒を含めた多文化共生と国際理解教育の拡大を図る。	「春・夏の交流会」、「多文化交流の集い」、「中学校区多文化共生国際理解教育推進事業」等を支援する。	教育指導課	実施			

【課題別施策（２）】子どもたちの自主的な活動の拡大

[課題別施策] 子どもたちの自主的な活動の拡大(所管課：教育指導課)

未来を主体的に切り拓く子どもたちを育むため、子どもたちの自主的な活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
スクールフェスタ	子どもたちが日頃の活動の成果を発表し、交流するとともに、市民や保護者に高槻の教育についての理解を広める。	本市の学校園での取り組みを様々な形で紹介することで、市民へ広くアピールする。	教育指導課	実施			
いじめ・不登校対策事業(いじめをなくそう子ども会議)	自主的な子どもたちの集団・組織等の活動促進やその交流の充実を図ることにより、子どもたちに民主的な社会	いじめをなくすために、市内生徒会交流や中学校区の児童会、生徒会の交流の促進を行う。	教育指導課	実施			

	の形成者としての資質を育成する。						
--	------------------	--	--	--	--	--	--

【課題別施策（３）】いじめ・不登校に対する対応

[課題別施策] いじめ・不登校に対する対応(所管課：教育指導課・教育センター)
 教育センターでの教育相談や学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行います。また、いじめ・不登校・虐待等の防止や解消を図り、子ども一人ひとりが自他の人権について理解し、豊かな人間性を培い、人との豊かなつながりを築くように育みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
いじめ・不登校対策事業	いじめや不登校の早期解決、減少を目指し、児童生徒の心の安定を図る。自主的な子どもたちの集団・組織等の活動促進やその交流の充実を図ることにより、子どもたちに民主的な社会の形成者としての資質を育成する。	「スクールカウンセラー」を配置し教育相談体制の充実を図る。小中学校のいじめや問題行動等の解決に向けた取組みを支援するために、高槻市学校サポートチームを設置する。	教育指導課	実施			
教育相談事業	いじめ・不登校等の教育課題を有する本人、保護者、教職員等から相談を受け、解決に向けた助言等を行う。	随時、教育センターで相談を受け付ける。(面接相談・電話相談)	教育センター	実施			
不登校児童生徒支援室事業	不登校状態の児童生徒へ集団生活への適応を促し、学校生活復帰又は社会的自立に向けての支援を行うとともに、豊かな人間性を育む。	学校と連携しながら、随時入室を受け入れる。また、中学校区に不登校支援員を配置する。	教育センター	実施			

【課題別施策（４）】人権教育の推進システムと教職員研修の充実

[課題別施策] 人権教育の推進システムと教職員研修の充実(所管課：教育指導課・教育センター)

教職員の資質・能力・人権意識を向上させ、教育内容の充実及び学校園の推進体制の整備・強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権教育活動事業	人権教育研究団体の育成を図る。人権教育の充実・拡大を図る。	高槻市人権教育研究協議会の活動を支援する。 教職員の人権意識を高め、若手教職員に人権教育の内容を継承していくため、研究集会等の実施を支援する。	教育指導課	実施			
研修指導事業	様々な教育課題の解決に向け、教職員の資質向上を図り、指導力や実践力を高める。	各校における校内研修を支援する。	教育指導課	実施			
教職員研修事業	様々な学校教育課題・人権課題について研修を実施し、教職員の資質の向上に資する。	年間を通じて、主体的・体系的に実施する。	教育センター	実施			

【基本的方向】社会教育における人権学習の推進

【課題1】人権学習の充実・推進

すべての人が人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権を感覚として身につけるため、社会教育活動を通じて、様々な手法の効果的な人権に関する学習機会を充実・推進します。

【課題別施策(1)】人権啓発講座等の実施

[課題別施策] 人権啓発講座の実施(所管課：地域教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、受講者参加型学習方式など多様な学習機会と内容を創造します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権教育講座(人権ばらえていセミナー)	保護者・市民の人権意識を高め、指導者養成に努める。	人権教育として5回の連続講座を開催し、人権意識を深めていく。	地域教育課	実施			
ほな行こか、町のちっちゃな映画館	保護者・市民の手による自主運営を目指し、日常生活の中で人権の大切さを理解し、人権意識を高めていく。	公民館、社会教育関係団体等と共催し、年6回程度開館する。	地域教育課	実施			

[課題別施策] 公民館人権講座・教室の実施(所管課：公民館)

市民の人権意識の高揚を図るため、受講者参加型学習方式なども含めて人権講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
公民館人権講座・教室等の実施	すべての公民館で計画的に人権講座やパネル展を開催し、人権意識の高揚に努めるとともに、効果的、効率的な人権啓発事業を実施する。 多文化共生を人権講座のテーマとして積極的に取り上げる。	高槻市人権まちづくり協会の人権啓発指導員の助言のもとで、効果的なテーマ設定による人権講座、人権啓発パネル展を開催する。	公民館	実施			

[課題別施策] 地区コミュニティと連携した人権講座の実施(所管課：公民館)

差別や偏見をなくす自主的な活動の促進とネットワークづくりを図るため、地区コミュニティと連携し、人権講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地区コミュニティと連携した人権講座	生涯学習の中に人権学習を位置づけることにより、差別や偏見をなくす自主的な活動のネットワークづくりを図る。	高槻市人権まちづくり協会の中学校区単位会との共催により、人権講座を実施する。	公民館	実施			

【課題別施策（２）】情報提供活動等の充実

[課題別施策] 情報提供活動(所管課：地域教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、様々な情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
「たかつき教育だより」による啓発	保護者・市民に身近な人権の話題を提供し、啓発を行う。	「広報たかつき」の教育特集紙面を有効に活用する。	地域教育課	実施			
保護者用啓発冊子の計画的・継続的作成と活用	様々な人権課題を保護者・市民が手軽に学習する資料として発行・配布する。	現代的課題に沿って作成した人権啓発冊子を保・幼・小・中の保護者等に配布する。	地域教育課	実施			
視聴覚教材の購入・活用	市民が手軽に利用できる教材を提供し人権問	映画フィルム、ビデオ、DVD、スライドの	地域教育課	実施			

	題について関心を高める。	貸出しをする。					
--	--------------	---------	--	--	--	--	--

【課題別施策】 図書館活動による人権学習支援(所管課：図書館)

市民が自らの人権について学べるよう、関連図書の実施とテーマ展示を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権関連図書の充実とテーマ展示	人権関連図書を充実するとともに、テーマを決めて図書等を展示することで人権意識の高揚を図る。	人権関連図書の収集を図り、特設コーナーを設置し、人権に係る図書やチラシ等の展示を行う。	中央・天神山・小寺池・芝生・阿武山図書館	実施			

【課題別施策（3）】 社会教育団体等の支援

【課題別施策】 社会教育団体の支援(所管課：地域教育課)

人権問題に対する正しい認識を深め、その解決に向けての態度・技術を培うため、PTAなどの社会教育関係団体の活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
PTA人権問題学習会	人権を大切にしたい子育てと保護者の人権問題への関心と理解を深める。	幼・小・中の各単位PTA及び中学校区で実施する。	地域教育課	実施			
社会教育関係団体等の支援	地域社会に根づいた団体として人権意識が高まるよう支援し、指導者養成に努める。	学習会の開催等事業の支援を行う。	地域教育課	実施			

【課題別施策】 人権啓発推進市民組織の支援(所管課：地域教育課)

人権尊重をまちづくりの基本に位置づけて活動している、人権啓発推進市民組織の支援に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権啓発推進市民組織の支援	高槻市人権まちづくり協会に人権教育啓発事業を委託して、市民主導の事業展開を行うとともに、指導者の養成に努める。	人権啓発講演会等の実施を支援する。	地域教育課	実施			

【課題別施策（4）】 家庭教育の推進

【課題別施策】 家庭の教育力向上(所管課：地域教育課)

家庭及び地域の教育力の向上を図り、より豊かな家庭・社会づくりを目指すとともに

に、子どもの人権が尊重された子育てが行われるよう支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
家庭教育学級会の支援	家庭及び地域の教育力向上を目指すとともに、自主学習の分野に人権の視点を浸透させる。	P T Aの家庭教育学級会開設校で実施する。	地域教育課	実施			
家庭教育学級運営委員研修会の開催	運営委員の人権意識の高揚を図り、指導者養成に努める。	運営委員を対象に人権問題学習会を実施する。	地域教育課	実施			

【課題別施策（５）】多文化共生・国際理解教育事業等の推進

[課題別施策] 多文化共生・国際理解教育事業の推進(所管課：青少年課)

多文化共生の形成に向けて、地域社会が多国籍化・多民族化する状況の中で、言語の多様化への対応とともに、地域での異文化交流を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
日本語識字学級の実施	・多文化共生社会を目指し、在日外国人を対象に日本語の識字学級を開講し、日本語の習得を図る。 ・日本語の読み書きに不自由しているすべての市民に、社会的・文化的な生活を営むために必要な基礎知識を身につけてもらうために識字・にほんごよみかき教室を開講する。	週 2 回、市民会館南側会議室で実施する。 週 1 回、富田・春日青少年交流センターで実施する。	青少年課	実施			
多文化理解子ども交流事業	在日外国人の小・中学生を対象に、教科の補習やレクリエーション活動を通して学力の充実を図るとともに、文化や生活習慣の違いを理解することにより相互理解を図る。	週 3 回、市民会館南側会議室、磐手公民館、柱本団地集会所で実施する。	青少年課	実施			

【課題別施策（６）】スポーツ振興による人権啓発の推進

[課題別施策] スポーツ振興による人権啓発の推進(所管課：スポーツ振興課)

様々な年齢や立場の人とのふれあいの場をつくり、人権尊重の相互理解を深めるため、市民と協働しながら、生涯スポーツ社会づくりを目指します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
生涯スポーツの促進	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの条件に応じて、スポーツに親しみ、人とのコミュニケーションを図り、つながりができるようにスポーツ振興を推進する。	総合型地域スポーツクラブをはじめとする市民との協働事業を進める。	スポーツ振興課	実施			
障害者スポーツの振興	障害者スポーツ振興懇話会を中心にスポーツ・レクリエーションを通じて障害者スポーツの振興を図る。	ふれあいプールレクリエーションやふれあいレクリエーションスポーツの集いの開催及び年２回「障害者とスポーツ」を発行する。	スポーツ振興課	実施			

【課題別施策（７）】図書館活動による障害者支援

[課題別施策] 図書館活動による障害者支援(所管課：図書館)

障害者の社会生活を支援するため、対面朗読や郵送貸出を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
視覚障害者への支援	対面朗読サービスを行うことで、視覚障害者の読書の機会を保障し、情報提供に努める。	視覚障害者を対象に、図書館対面朗読室においてボランティアによる対面朗読を実施する。	中央・小寺池・芝生・阿武山図書館	実施			
来館が困難な障害者への支援	来館が困難な障害者に対し、読書や音楽を楽しむ機会を保障し、情報を提供する。	利用者の希望により、点字図書、墨字図書、カセットテープ、CD、DAISY（デジタル音声情報システム）図書などを郵送により貸出す。	中央・天神山・小寺池図書館	実施			
DAISY（デジタル音声情報システム）	カセットテープに代わるDAISY図書を製作することで、視覚障	音訳ボランティアグループにより実施する。1タイトルを概ね1枚	小寺池図書館	実施			

図書の作成	害者が自ら読書を楽しみ、情報を得ることができるようにする。	のCDに収録する。					
-------	-------------------------------	-----------	--	--	--	--	--

【課題別施策（８）】青少年の健全育成

[課題別施策] 青少年指導者に対する人権啓発の推進(所管課：青少年課)
 青少年指導者に対して人権研修を実施し、人権啓発を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
青少年指導者に対する人権研修の実施	青少年指導者に対し、人権研修を実施することにより、人権意識の高揚を図る。	研修プログラムに定期的、継続的に人権研修を取り入れ実施する。	青少年課	実施			

[課題別施策] 青少年の健全育成(所管課：青少年課)

人権の大切さを学ぶことにより、青少年の健全育成を図るため、各種参加体験型講座・教室を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域社会における青少年の育成	人権をベースとした各種講座・教室を開催することにより、青少年の健全育成に努める。	時代のニーズと課題に合った青少年が参加しやすい講座の開設に努める。	青少年課	実施			

(2) 人権啓発

『高槻市人権施策基本方針』の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を目指し、豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発が行えるよう、市民が主体となり、人権問題を自分の問題として捉え、日常の活動の中で取り組むことができる環境づくりを進めます。

ア 現状

第5回高槻市人権意識調査の結果及び前期行動計画の進行管理を行う中においても、人権啓発に対する課題が明らかとなっています。すなわち、人権にかかわる各種行事の参加者の意識は高いが、いまだ参加者が少なく、年齢層も高齢者が多く若年層が少ない状況にあり、今後、内容等の充実を図り、市民に理解され、支持される人権啓発を目指すことが求められています。

また、新規の参加者が少ないことや講座等において、参加・体験型のものより、一方的に学ぶ形態のものが多く見られる中、人権啓発を推進するためには、地域に密着した活動や市民の力が必要不可欠であり、地域などでの人権啓発リーダーを育成するための環境整備などが必要となっています。

イ 施策展開の基本的な考え方

人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが、人権問題を自らの問題として受け止め、実践できるよう年齢層や生活様式に応じた効果的な事業の実施及び参加・体験型のものとするなど創意工夫を行います。

また、市民・企業が実施する啓発活動に協力・支援するなど、市民等が主体的に行う啓発事業を推進するとともに、日常の活動の中で、人権問題に取り組むことができる環境づくりを推進し、啓発の機会や情報提供の充実を図ります。

併せて、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化することは重要であり、このため、自ら現状を変えていこうという自発的活動を引き出し、個人の発意を側面から援助し、その活動を支援していくことも基本的な考えに据えた啓発に努めます。

なお、国際化の進展に伴い、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、共に生きるという多文化共生の考えを持つことは豊かな人権の大切を理解するうえで重要であり、庁内はもとより、市民・企業向けの啓発を推進します。

さらに、外国人市民を対象とした総合相談窓口を含む、多文化共生施策推進に関する機関の設置についても検討を行います。

ウ 施策の体系

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
市民・企業等への啓発	1 市民への啓発	(1) 講演会・講座等による啓発
		(2) 系統的学習の設定
		(3) 課題別人権施策・啓発事業の推進
		(4) 視聴覚教材による啓発
		(5) 情報誌の作成等による情報提供・発信の充実
	(6) 効果の確保	
	2 企業への啓発	(1) 事業主などに対する啓発
3 啓発手法の工夫	(1) メディアにおける啓発方法の多様化	
4 行政内部での連携	(1) 庁内組織の活性化	
各種団体等の啓発活動への支援	1 啓発活動への支援	(1) 市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援

【基本的方向】 市民・企業等への啓発

【課題1】 市民への啓発

人権問題を自分の問題として捉えられるよう、市民の年齢層や生活様式に応じた効果的な啓発事業を行うとともに、人権に関する情報の提供を行います。

【課題別施策(1)】 講演会・講座等による啓発

[課題別施策] 人権講演会の実施等(所管課：富田ふれあい文化センター)

人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる人権講演会・映画会やパネル展示、図書等の閲覧・貸出しなどを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
ふれあい交流講座の開催	人権尊重を基本視点とした講演会等を開催することにより、市民の人権意識の高揚とふれあい・交流の促進を図る。 多文化共生を人権啓発における重要課題の一つとして人権啓発研修を推進していく。	人権市民団体や関係機関との共催(又は協賛)により実施する。	富田ふれあい文化センター	実施			

啓発パネルの常設展示	施設の空き空間を利用した常設パネル展示により、来所者に対し自然な方法での人権啓発を目的に実施する。 多文化共生を人権啓発における重要課題の一つとして人権啓発研修を推進していく。	センターの各階の空き空間を利用して、人権関係のパネル展示を行う。	富田ふれあい文化センター	実施			
図書等による啓発	人権・福祉関係の図書やビデオなどの学習資料を市民に提供し、人権啓発を促進する。	サロン談話室に図書・ビデオ・学習資料等を配置し、閲覧・貸出しを行う。	富田ふれあい文化センター	実施			

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
男女共同参画推進事業の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	企画、運営を登録団体からなる実行委員会が行う。(主催は市)	男女共同参画課	実施			

[課題別施策] 啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
「福祉展」の実施	障害者が住みなれた地域で生きていくだけでなく、国際障害者年の掲げる「完全参加と平等」の実現に向け、国際障害者週間の事業の一環として、障害者の抱える諸問題を広く市民に啓発し、理解を深めることで、共に安心して生活ができるまちづくりの推進を図る。	12月9日の国際障害者年を記念し、実行委員会方式で12月第一土・日曜日に高槻市立障害者福祉センター(ゆうあいセンター)において「福祉展」を開催する。	障害福祉課	実施			

[課題別施策] 市民への啓発(所管課：障害者福祉センター)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉講演会、各種講習会及び交流ふれあい事業	障害者の社会参加、社会的自立の促進及び個別の課題や時局に応じた内容をテーマとして、障害のある人もない人も共に学習する中で、人権意識の高揚に努めるとともに、障害者の福祉の増進を図る。	事業のプランニングから実施、検証までを障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等で組織する事業推進委員会により実施することにより、内容の充実と円滑な運営を図る。	障害者福祉センター	実施			

[課題別施策] 偏見等の解消のための啓発(所管課：保健予防課)

エイズなど感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の啓発と予防行動の普及を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
感染症予防対策事業	感染症を早期発見し、二次感染予防を図る。また、患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図るため、感染症の正しい知識、予防行動について啓発普及を行い、感染拡大の予防と、患者・感染者への理解を深める。	市民を対象に予防講座やキャンペーン等を通じて予防啓発を実施する。特にH I V / A I D Sについては、利便性に配慮したH I V抗体検査を実施する。また、青少年を対象に感染症予防講座、キャンペーンを行う。	保健予防課	実施			

[課題別施策] 精神障害者への理解促進(所管課：保健予防課)

精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行うため、こころの病・障害についての各種講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
精神障害者理解促進事業・精神保健市民講座	こころの病・障害についての理解を深めることにより、精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行う。	家族、関係機関等を対象に、講座を開催するとともに、市民向けの啓発を実施する。	保健予防課	実施			

【課題別施策（２）】系統的学習の設定

[課題別施策] 課題別の学習講座(所管課：人権課)

様々な人権問題への理解を深めていくため、共催団体との連携を強化する中で、課題別に学習会を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権ばらえていセミナーの開催	様々な人権課題の理解を深めるための系統的な学習の機会を設定する。	企業等共催団体との連携を強化し、課題別の人権問題について学習会を開催する。	人権課	実施			

【課題別施策（３）】課題別人権施策・啓発事業の推進

[課題別施策] 子どもの社会参加の推進(所管課：人権課ほか)

子どもの権利を守り、子どもの成長と自立を支援することを基本姿勢として、子どもの権利についての理念とその普及、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での権利保障、子どもの参加や救済のしくみなどを内容として、未来を担う子どもたちにできる限り自分の意見を表明し社会参加する機会を保障するため、子どもに関する条例等を制定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
子どもに関する条例等の制定	子どもたちの幸せの実現に向けた取組みの実効性を高めるため、子どもに関する条例等を制定する。	庁内関係課及び人権啓発幹事会などにおいて、検討する。	人権課ほか	調査研究	検討	制定	

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
男女共同参画を推進するための講座の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	男女共同参画センターにおいて、各種の啓発講座等を開催する。	男女共同参画課	実施			

【課題別施策（４）】視聴覚教材による啓発

[課題別施策] 視聴覚教材による啓発(所管課：人権課)

市民及び職員など利用者の人権・平和についての理解を深めるため、人権・文化啓発コーナーに人権・平和に関するDVD等を設置します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権・文化啓発コーナーの充実	人権・平和について幅広い層に啓発を図る。	DVD等の充実に努める中で、コーナーのPRを図り、利用及び貸出しを行う。	人権課	実施			

【課題別施策（５）】情報誌の作成等による情報提供・発信の充実

[課題別施策] 啓発広報紙による啓発活動(所管課：人権課)

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民・ボランティア団体等の人権的な活動内容などを紹介する啓発広報紙を市民の参画のもとに作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権広報紙の全戸配布	市民・団体等の草の根的な活動の紹介記事を通して、人権に対する理解を深める。	市民参加のもと紙面を作成し、全戸に配布する。	人権課	実施			

[課題別施策] 情報発信事業(所管課：富田ふれあい文化センター・春日ふれあい文化センター)

人権啓発を図るため、地域情報紙やインターネットを利用して、様々な情報の発信に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域情報誌「棧」の発行	地域情報をまとめた統合誌の発行により、読者（市民）の読む意欲を高め、人権コラム等を掲載することで、人権啓発を推進する。	地域施設と協力して編集等を行い、センター周辺に配布する。	富田ふれあい文化センター	実施			
インターネットによる情報発信	インターネットのホームページを利用した人権コラム等を通して多くの市民への人権啓発を推進する。	センターのホームページを開設し、随時更新する。	富田ふれあい文化センター	実施			
地域情報紙の発行	人権の推進や福祉の向上に関する地域内施設の事業や地域の取組みなどの情報提供を行う。	地域情報紙「センターつうしん」として、年3～4回発行する。	春日ふれあい文化センター	実施			

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
・情報誌の発行 ・広報紙への啓発記事の掲載	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報の提供及び啓発事業の実施並びに啓発記事の掲載を行う。	・男女共同参画センターだより及び情報図書コーナーだよりを発行する。 ・広報紙で市の動きや時事問題に即した情報を特集やコラムとして掲載する。	男女共同参画課	実施			

[課題別施策] 啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらなる人権擁護と啓発に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
「障害者(児)福祉のあらし」及び「精神保健福祉のあらし」の発行	障害者施策を紹介し、障害児者福祉制度の理解と利用の促進を図ることで、障害者の安心、安全な生活を支える。	障害者施策を紹介した「障害者(児)福祉のあらし」及び「精神保健福祉のあらし」を発行する。	障害福祉課	実施			

[課題別施策] 情報の発信(所管課：障害者福祉センター)

市民及び関係者の社会参加を積極的に促進するため、センター及び関係団体の事業展開・運営・活動状況などを紹介し、情報の提供に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
情報誌「ゆうあいたかつき」の発行	障害者を取り巻く諸課題について、誰もが正しく理解し、かつ認識を深めるとともに、障害者情報を共有し、障害者問題を自身の問題として捉えることができるよう情報発信を行う。	冊子の編集及び検証を障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等で組織する事業推進委員会で実施することにより、内容の充実を図る。	障害者福祉センター	実施			
センター案内「ゆう・あいセンター」の配布	センターの設置目的、事業概要等を広く紹介促進と障害者理解を図る。	設置目的、事業内容、障害者団体、ボランティア団体等の内容をコンパクトに記してセン	障害者福祉センター	実施			

	生などをテーマにした講演会の開催などの人権啓発を行い、企業における人権意識の高揚を図る。	る。					
--	--	----	--	--	--	--	--

[課題別施策] 就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉課)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげる様々な阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るための各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者雇用促進啓発事業	市内企業の人事担当者等を対象に雇用促進の啓発を行う。	啓発講演会を実施する。	労働福祉課	実施			

【課題3】啓発手法の工夫

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、マスメディアの活用など、多様な啓発手法の工夫を行います。

【課題別施策(1)】メディアにおける啓発方法の多様化

[課題別施策] 啓発方法の多様化(所管課：広報課)

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、地域メディアが担う役割の重要性を踏まえ、啓発方法(媒体)の多様化を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
「広報たかつき」による啓発	各課の掲載依頼を受けて広報紙による啓発を進める。	市の広報紙において、必要に応じて特集などを組み、啓発する。	広報課	実施			
市提供広報番組による啓発	各課の掲載依頼を受けてCATVによる啓発を進める。	市の行政番組で必要に応じて特集などを組み、映像による啓発を行う。	広報課	実施			

【課題4】行政内部での連携

人権施策の効果的な推進を図るため、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会などの組織の活性化を図ります。

【課題別施策(1)】庁内組織の活性化

[課題別施策] 行政内部での連携の強化(所管課：人権課ほか)

行政内部での連携の強化を図るため、人権啓発幹事会や人権擁護推進本部などで人権課題に対する協議や情報交換を行います。

また、外国人市民を対象とした総合相談窓口を含む多文化共生施策を推進する機関設置の検討を行い、組織体制の整備を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権擁護推進本部などの組織の活性化	・人権擁護推進本部・調整委員会・人権啓発幹事会などの充実を図る。 ・多文化共生施策推進の機関の設置を検討し、組織体制の整備を図る。	・定期的に人権啓発幹事会などを開催し、よりきめ細かな協議や情報交換などを行う。 ・組織体制について検討を行う。	人権課ほか	実施			
				研究		検討	整備

【基本的方向】各種団体等の啓発活動への支援

【課題1】啓発活動への支援

市民・人権関係団体・地区コミュニティ組織・NPO・企業などが主体的に行う啓発事業等を促進するため、団体などに対して協力・支援を行います。

【課題別施策（1）】市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援

[課題別施策] 地域での学習及び啓発活動(所管課：人権課)

地域住民の人権意識高揚のため、高槻市人権まちづくり協会の中学校区地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
中学校区地区単位会での学習・ふれあいアップ講座等の支援	中学校区地区単位会会員及び地域住民の人権意識の高揚並びに地域での啓発活動の推進を図る。	人権まちづくり協会活動として市民団体等と連携の強化を図り、人権学習会及び講座等を開催する。	人権課	実施			

[課題別施策] 地域社会における学習の支援(所管課：人権課)

校区のPTA・公民館・企業等での地域社会における人権学習等を支援するため、あらゆる場において高槻市人権まちづくり協会の人権啓発指導員に関する情報を発信するとともに、人権啓発指導員を派遣します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権啓発指導員派遣	地域社会における学習会を支援する。	校区のPTA及び公民館等での活動を中心に地域における人権啓発を実施する。	人権課	実施			

[課題別施策] 地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進室)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動を通じて、人権啓発に係る取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権講座への支援	地域で取り込まれる人権啓発に関する講座の充実を図る。	各コミュニティセンター等で開催する講座や研修会等において、様々な人権啓発のプログラムが取り入れられるよう支援を行う。	コミュニティ推進室	実施			
地域の各種催しを活用した啓発の支援	地域における、各種の催しを活用した、身近な場での人権啓発の機会づくりを図る。	地区コミュニティ組織が開催する各事業を通じた人権啓発活動の支援を行う。	コミュニティ推進室	実施			

[課題別施策] 高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課：高齢福祉課)

市民の高齢者に対する人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉講習会への講師派遣	自治会・福祉委員会等が開催する福祉講習会への講師派遣を積極的に行うとともに、高齢者施策・制度等についての情報を提供し、参加者の人権意識の高揚を図る。	随時、講師派遣要請を受け実施する。	高齢福祉課	実施			

(3) 人権研修

行政の業務はすべてにおいて人権に深いかかわりを持つことから、職員(「非常勤職員」も含む。以下、「職員」という。)一人ひとりが、人権的な視点に立ち、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修等を充実します。

ア 現状

新規採用職員研修をはじめとして、公務に携わる職員として常に人権感覚を磨くため、体系的な研修や年間を通じた職場研修の中で、人権意識の向上を必須の課題の一つとして捉えた研修などを計画的に実施しています。

このような中、人権に関する取組みは、人権担当部課だけのものではなく、すべての部課で取組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った職員の養成が求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

職員は職務の遂行において市民の人権に深く関与することが多く、そのため職員の人権意識の向上が重要であり、体系的な人権研修を行うなど研修の充実に努めます。

ウ 施策の体系

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
人権に配慮した職務の遂行のための人権研修等	1 職務に応じた研修	(1) 職員の人権研修の充実 (2) 専門職員の人権研修の充実
	2 指導者の養成	(1) 研修指導者の養成

【基本的方向】 人権に配慮した職務の遂行のための人権研修等

【課題1】 職務に応じた研修

職員等が人権施策の基本理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、それぞれの職務分野ごとに人権研修を実施します。

【課題別施策(1)】 職員の人権研修の充実

[課題別施策] 個人情報保護制度の職員研修(所管課：市民情報課)

情報化社会の進展により、多くの利便と豊かさがもたらされていますが、一方、個人情報的大量流出事件など、プライバシーにかかわる問題が発生しています。本市では個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の保護を図っていますが、職員にその適正な取扱いを周知徹底するため、研修を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
個人情報保護制度の職員研修	市民の自己情報コントロール権を保障するために、市が保有する個人情報の適正な取扱いを徹底するよう、市及	毎年1回、個人情報保護条例の運用状況報告書に基づき、担当職員が講師となって、実務研修を実施する。	市民情報課	実施			

	び出資法人、指定管理者の職員に対して個人情報保護制度の職員研修を実施する。						
--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

[課題別施策] 人権研修の実施(所管課：職員研修所)

人権に関する体系的な人権研修を通じて、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
階層別研修	あらゆる分野の人権問題に対して正しい理解と認識を深め、市民の基本的人権を尊重する立場で職務を遂行し得る職員を育成するために、系統的・継続的な研修を実施する。	新規採用職員研修等で、人権についての講義や福祉体験等の科目を実施する。	職員研修所	実施			
職場人権研修	職場単位で相互啓発を行う機会を設け、職員の人権意識の一層の高揚を図ることによって、その意識や認識を日常業務に反映させる。	職場研修指導者を中心に、年間を通して計画的に人権研修を実施する。	職員研修所	実施			
障害者理解講座（手話研修・点字研修）	手話研修：聴覚障害者に対応するための手話技術（初級）の習得と、聴覚障害者に対する正しい理解と認識を養う。 点字研修：初級点字の実習と、視覚障害者に対する正しい理解と認識を養う。	希望する職員に対し、講義や点字実技、手話実技の実習を行う。 手話研修・点字研修は隔年で実施する。	職員研修所	実施			

【課題別施策（2）】専門職員の人権研修の充実

[課題別施策] 人権保育の充実・推進(所管課：保育課)

子育て環境に課題を抱え、子どもの人権に視点を置いた保育活動が求められる社会状況にあって、人権保育基本方針に基づく人権保育を実践するにあたり、当該内容を周知するとともに、基本的な人権意識を高揚させるため、職員研修を充実します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
職員研修の充実	子どもの人権とともに、子どもの主体性や利益が最大限尊重される保育を推進するため、研修の充実を図る。	全職員を対象とする全体人権研修の実施、人権に関する研修や講座への積極的な参加、並びに人権保育実践のための人権保育研修を乳幼児別グループに分けて、それぞれ計画的に行う。 職場研修、講座等のテーマに多文化共生を取り入れ、内容をさらに充実させる。	保育課	実施			

【課題2】指導者の養成

各職場で人権啓発や積極的な研修会等が実施できるよう、職場ごとの研修指導者を養成します。

【課題別施策（1）】研修指導者の養成

[課題別施策] 人権研修の実施(所管課：職員研修所)

人権に関する意識を体系的な人権研修を通じて、職員に徹底し、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
職場研修指導者の養成	職場研修指導者に対し、人権の総括的知識の習得と認識の確認を促すことによって、職場における人権研修を充実させ、職員の人権意識の一層の高揚を図る。	職場研修指導者である次長・課長級職員等に対し、各年度当初に人権研修を実施する。	職員研修所	実施			

2 人権擁護・保護機能の充実

市は市民の人権を擁護する使命があり、人権救済や人権相談における的確な助言及び指導などが行えるよう国等との連携を図りながら人権擁護・保護の体制充実にに向けて施策を展開します。

ア 現状

第5回高槻市人権意識調査の結果及び前期行動計画の進行管理を行う中においても、人権擁護・保護機能に関する課題が明らかになっています。すなわち、人権侵害を受けた際の相談相手としては「家族や友人」が66.0%であるのに対し、「市役所や法務局などの行政機関」は16.6%となっています。市では人権相談員による人権110番や人権擁護委員による人権特設相談などを実施していますが、認知度としては低く、また、相談の結果、解決したとするのは42.0%に留まっています。

次に人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、お互いが対等な立場で話を聞き、きめ細かいサポートを行うことのできるものが少なく、引き続き市民が利用しやすい相談体制の検討が必要であり、多様化・複雑化する人権問題に効果的に対応するため、各種相談機関と保護機関などの連携強化を図るとともに、機動性や豊富な知識・経験を有するNPO等との協働を推進し、人権ネットワークの構築が必要となっています。併せて、人権侵害の被害者の救済も含めた体制の整備・充実が求められています。

イ 施策展開の基本的な考え方

国等の関係機関との連携を密にし、人権相談などの人権擁護体制の充実に努めるとともに、各分野ごとの相談については、認知度の向上や情報提供並びに的確な助言・指導が行えるよう相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実にに向けた取組みを推進します。

また、多様化・複雑化する人権問題に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、豊富な知識・経験を持つNPO等との連携・協働を図り、人権擁護・保護機能の充実に努めます。

また、第5回高槻市人権意識調査結果では、人権侵害を受けた場合の行政機関の認知度や利用度が低いことから、人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談機関等の周知徹底を図ります。さらに、具体的な人権侵害事象を通じて、人権課題解消に向けた必要な施策が浮かび上がることから、人権侵害事象の捉え方、集約手法などや、その情報の活用方法などについて検討を行います。

ウ 施策の体系

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
人権相談体制の充実	1 人権相談体制の充実	(1) 分野別人権相談の充実
		(2) 情報提供の充実
		(3) 相談員等の資質の向上
		(4) 人権ネットワークの構築
擁護・保護機能の充実	1 権利擁護システムの構築	(1) 権利擁護事業の普及と充実
		(2) 人権擁護機関の設置
	2 様々な人権課題への支援	(1) 難病患者への生活支援
		(2) 感染症のまん延の防止
専門機関との協力体制の推進	1 国・府・NPO等との連携	(1) 協力体制の構築
	2 保健・医療・福祉の各機関の連携	(1) ネットワークの構築

【基本的方向】 人権相談体制の充実

【課題1】 人権相談体制の充実

人権相談において的確な助言や指導ができるよう、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、多様化・複雑化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を図ります。

【課題別施策(1)】 分野別人権相談の充実

[課題別施策] 人権相談体制の充実(所管課：人権課ほか)

各人権分野に関する相談機関の充実を図り、現に人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を回復するための救済・保護に資するため、情報提供の充実に努めるとともに、効果的かつ市民が利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
分野別人権相談体制の充実	多様化・複雑化する人権問題に対応するため、市民が利用しやすい相談体制の充実を図る。	各個別課題ごとの人権に関する相談体制の充実及び必要に応じた保護機関などとの連携を行う。	人権課ほか	実施			

【課題別施策(2)】 情報提供の充実

[課題別施策] 相談機関等の情報提供の充実(所管課：人権課ほか)

多くの市民が気軽に利用できるよう、各人権分野ごとの相談機関の紹介に努めるとともに、NPO等が実施する専門機関機能の充実に向けて、相談機関等の情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
相談機関等の 情報提供	市民が利用しやすく、 安心して相談を受けら れることを念頭に置き 、人権に関する相談体 制の情報提供を行う。	広報紙、インターネット などを通じて人権に 関する相談体制の情報 提供に努める。	人権課ほ か	実施			

【課題別施策（3）】相談員等の資質の向上

[課題別施策] 相談員等の資質の向上(所管課：人権課ほか)

相談者の人権問題に的確に対応できるよう、相談員の資質の向上に努めるとともに、NPO等が行っている専門相談等への人材育成等への支援にも努め、民間の相談・保護機関との連携・協働を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
相談員等の資 質の向上	相談者の人権問題等 に対する的確に対応で きるよう、相談員の資 質の向上に努める。	各種研修会への参加な どともに、各個別課題 ごとの人権に関する相 談員の連携・協議の場 を設定する。また、N PO等の専門相談機関 の充実等も支援するた め、要望等に応じた研 修会を開催する。	人権課ほ か	実施			

【課題別施策（4）】人権ネットワークの構築

[課題別施策] 人権ネットワークの構築(所管課：人権課)

人権相談が多様化・複雑化する中、各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を設置し、各相談機関での実施状況を把握・分析し解決策の蓄積に努めるなど、相談機能の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権相談ケー スワーク会議	各課題を横断する事案 に対して迅速・的確に 対応するため、人権ケー スワーク会議を運営 する。また、人権侵害 事象の捉え方、集約手 法などや、その情報の 活用方法などについて 検討を行う。	人権啓発幹事会の関係 課で組織する人権ケー スワーク会議で各事業 の内容により対応する 。	人権課	実施			

[課題別施策] 各機関との連携(所管課：人権課)

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、人権相談ケースワーク会議を通じて専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
法務局・府専門機関・人権擁護委員との連携	多様化・複雑化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図る。	相談内容により、人権相談ケースワーク会議を通じて関係機関の連携を図る。	人権課	実施			

【基本的方向】 擁護・保護機能の充実

【課題1】 権利擁護システムの構築

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活が送れるよう、権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策(1)】 権利擁護事業の普及と充実

[課題別施策] 一人暮らしの高齢者等への支援(所管課：高齢福祉課)

成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が一層充実した制度となるよう、各事業の周知を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症の高齢者等に対して、市長が成年後見等の審判の申し立てを行い、認知症高齢者の権利を擁護する。	配偶者や四親等内の親族がいない、もしくは支援が期待できない認知症高齢者等に対して、家庭裁判所に「後見」、「保佐」、「補助」の開始等の審判の申し立てを行う。	高齢福祉課	実施			
日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)	権利侵害を受けやすい認知症の高齢者等の権利を擁護し、安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う。	本人・家族・代理人からの相談、申請に基づき、社会福祉協議会が実施する。	高齢福祉課	実施			
高齢者虐待防止支援事業	虐待による高齢者の権利侵害を防ぐため、高	高齢者虐待に関する相談窓口を高齡福祉課、	高齢福祉課	実施			

	<p>高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等を行う。</p>	<p>介護保険課、地域包括支援センターに設置する。また、虐待防止ネットワーク運営委員会を設置する。</p>					
<p>認知症総合対策事業</p>	<p>徘徊高齢者家族支援サービスにより、安全の確保と家族支援を行うとともに、認知症にやさしいまちづくりとして認知症に理解のある市民を増やす。</p>	<p>認知症サポーター養成講座を開催する。</p>	<p>高齢福祉課</p>	<p>実施</p>			

【課題別施策】地域生活支援施策の充実(所管課：障害福祉課)

障害者の自立を支援するため、自立支援施策として行政が行う福祉サービスの充実に努め、基盤整備と併せて利用者に対する情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
<p>相談支援事業</p>	<p>市内外の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化し、障害特性、専門性を重視した相談支援体制の充実に努める。</p>	<p>障害者の相談に応じ、情報の提供や助言を行う。また、障害者等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整及び権利擁護のための必要な支援を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>実施</p>			
<p>自立支援協議会</p>	<p>地域における障害者を支えるネットワークを構築し、障害者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。</p>	<p>障害者やその家族が抱えるニーズ及び地域の課題に対して相談支援事業所、地域の障害福祉に関する関係者・関係機関が課題解決に向けた協議を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>実施</p>			

【課題別施策2】人権擁護機関の設置

[課題別施策] 人権擁護機関の設置(所管課：人権課ほか)

子どもの権利侵害などについて、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
<p>第三者人権擁護機関の設置</p>	<p>市民が簡易に安心して相談や救済の申し立て</p>	<p>人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹</p>	<p>人権課ほか</p>	<p>調査</p>	<p>検討</p>	<p>設置</p>	

	ができる第三者による 人権擁護機関を設置す る。	事会及び庁内関係各課 などで検討する。					
--	--------------------------------	------------------------	--	--	--	--	--

【課題２】 様々な人権課題への支援

疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するため、難病患者への生活支援などの取組みを推進します。

【課題別施策（１）】 難病患者への生活支援

[課題別施策] 難病患者への地域支援対策の推進(所管課：保健予防課)

難病患者の在宅療養を支援するため、難病患者の地域支援対策を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
難病患者地域 支援対策推進 事業	難病患者が安心して療 養できる環境づくりを 推進する。相談体制の 充実及びネットワーク 構築を目指す。	難病患者に対し、疾患 特性や個々の尊厳に配 慮した療養計画を策定 し、訪問・電話・面接 を充実して療養相談を 実施する。また、関係 機関向けにネットワー ク会議を実施する。	保健予防 課	実施			

【課題別施策（２）】 感染症のまん延の防止

[課題別施策] 感染症の予防(所管課：保健予防課)

感染症患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、まん延を防止するため、感染症にかかる検査と相談を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
感染症予防対 策事業	感染者を早期発見し二 次感染予防を図る。ま た、患者・感染者に対 する差別・偏見の解消 等を図るため、感染症 の正しい知識、予防行 動について啓発普及を 行い、感染拡大の予防 と、患者・感染者への 理解を深める。	市民を対象に予防講座 やキャンペーン等を通 じて予防啓発を実施す る。特にH I V / A I D Sについては、利便 性に配慮したH I V 抗 体検査を実施する。ま た、青少年を対象に感 染症予防講座、キャン ペーンを行う。	保健予防 課	実施			

【基本的方向】 専門機関との協力体制の推進

【課題1】 国・府・NPO等との連携

DVや児童虐待等の被害の発生防止や軽減等、事案に対して適切に対応できるよう、国・府・関係機関等との密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策（1）】 協力体制の構築

[課題別施策] DVへの対応(所管課：男女共同参画課)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護に取り組むため、各機関の連携のもとDV対応連絡協議会を運営します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
DV対応連絡協議会	関係機関・団体等の協力を得て、連携体制を整備し、DV被害者に対して迅速かつ適切に対応する。	関係機関・団体、庁内関係課による協議会を構成し、情報・意見の交換等を行う。	男女共同参画課	実施			

[課題別施策] 児童虐待防止ネットワークの連携(所管課：子育て総合支援センター)

年々深刻な社会問題となっている児童虐待について、虐待の早期発見・早期対応を行うため、高槻市児童虐待等防止連絡会議を運営し、児童虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、子どもの健全育成を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
要保護児童対策事業	子どもの人権を守ることを目的として、児童虐待等について、関係機関と連携・協働し、未然防止や早期発見、早期対応及び適切な対応を行う。	児童虐待等防止連絡会議を定期的に開催し、共通認識のもと関係機関等と連携を図り、情報共有及び支援内容の検討を行う。また、オレンジリボンキャンペーンの取組みとして、街頭啓発、講演会等を実施し、市民への啓発を行う。	子育て総合支援センター	実施			
養育支援訪問事業	特に支援が必要と認められる家庭に対し、訪問指導を行い、家庭の適切な養育の実施を図り、子どもの健全育成に努めるとともに、児童虐待の未然防止を図	養育支援が特に必要であると認められる家庭に対して、職員及び養育支援訪問員が訪問し、養育に関する相談・助言・指導などを行うとともに、子ども保健	子育て総合支援センター	実施			

	る。	課との連携、地域子育て支援センター・つどいの広場等、適切な支援につなげる。					
こんにちは赤ちゃん事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭（新生児訪問家庭等をのぞく）を訪問し、保護者の育児不安の解消と乳児の健全な養育環境の把握を行い、適切なサービスにつなげるとともに、児童虐待の未然防止を図る。	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に保育士等が訪問し、子育てに関する相談や情報提供等を行う。支援が必要な家庭へは、児童家庭相談で個別支援を行うとともに、養育支援訪問事業、子ども保健課との連携、地域子育て支援センター・つどいの広場等、適切な支援につなげる。	子育て総合支援センター	実施			

【課題2】保健・医療・福祉の各機関の連携

難病の多様な特徴に対して適切に対応できるよう、各関係機関などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策（1）】ネットワークの構築

[課題別施策] 地域在宅難病ネットワークの構築(所管課：保健予防課)：再掲

難病患者やその家族等の療養を支援するため、関係機関による地域在宅難病ネットワーク事業を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
難病患者地域支援対策推進事業	難病患者が安心して療養できる環境づくりを推進する。相談体制の充実及びネットワーク構築を目指す。	難病患者に対し、疾患特性や個々の尊厳に配慮した療養計画を策定し、訪問・電話・面接を充実して療養相談を実施する。また、関係機関向けにネットワーク会議を実施する。	保健予防課	実施			

3 社会全体での協働による取組みの推進

人権問題に取り組む上でさらに重要なことは、社会全体で取り組むという意識の合意形成と人権を擁護するシステムの構築にあります。したがって、民間と行政の適切な役割分担のもと、市民やコミュニティ組織及びNPO、企業等多様な参加・参画により連帯の力で人権施策を支え合い、これらを効果的・効率的に推進します。

ア 現状

前期行動計画の進行管理において、NPO等多様な主体との協働の推進について、様々な活動を行っているNPOなどの市民団体との協働を一層推進するため、そのパートナーとなる市民団体が主体性をもって、かつ自立した組織として活動できるよう支援・指導に努めるとともに、社会の一員として責任を果たしていかなければならない企業の自主的な取組みへの支援についても積極的な支援を行うことが必要であるとされています。

また、平成20年(2008年)5月に実施した外国籍市民アンケートの結果によると、市民の在日外国人に対する人権意識は高まっていますが、市のこれまでの外国人市民に対する施策の経験や実績を生かしながら、増えつつあるニューカマーの人たちに対するコミュニケーション支援や地域コミュニティの一員として受け入れていく体制づくりが求められています。

最近の土地差別調査事件や戸籍謄本等の不正入手事件、そしてインターネットへの差別的な書き込みなどの人権侵犯事象についても、行政はもとより企業そして市民・NPOなどが協働・連携して取り組む必要があります。

イ 施策展開の基本的な考え方

多様化する人権課題の解消のためには、国等の関係機関との連携はもとより、社会全体で取り組むことが重要であり、特に柔軟な対応が期待できるNPO等の市民団体との連携・協働は人権施策の推進にあたり、重要な役割を果たすものと思われます。併せて、自治会等地域及び企業での取組みについても支援するなど、地域社会での人権問題に対する取組みを有機的に結びつけるネットワークの形成の推進を図ります。

ウ 施策の体系

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
NPO等多様な主体との協働の推進	1 各種団体とのパートナーシップの構築	(1) 各種団体などとの協働
		(2) 国・府などとの連携
団体との協議の場の設定	1 社会的な発言の場の確保	(1) 外国人市民の意見を収集する仕組みづくり
企業の自主的な取り組みへの支援	1 企業との連携	(1) 企業との連携
		(2) 企業における研修などの支援
地域との密着した連携・協働体制の推進	1 交流環境等の充実	(1) 交流環境の整備
	2 地域との協働	(1) 地域・地域各種団体・人権関係団体との協働
		(2) 地域及び関係機関との連携
		(3) 地域での子育て活動の支援
	(4) 福祉ボランティア活動の支援	
3 地域社会におけるネットワークの形成	(1) 地域社会の各分野におけるネットワークの形成	

【基本的方向】 NPO等多様な主体との協働の推進

【課題1】 各種団体とのパートナーシップの構築

社会の連帯の力で、効果的かつ効率的に人権施策を推進するため、各種団体と行政とのパートナーシップの構築を図ります。

【課題別施策(1)】 各種団体などとの協働

[課題別施策] 講演会等による啓発活動(所管課：人権課)

社会情勢の進展に伴い新たな人権問題も生じており、参加者に対して人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民及び団体・企業等との一層の協働を進める中で、講演会等を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
平和展・人権を考える市民のつどい	人権・平和に関する事業を実施することにより、人権を尊重する市民意識の高揚を図る。	市民及び団体等との連携の中で市民参加のもと、各事業を開催する。	人権課	実施			

[課題別施策] 人権市民団体の活動支援(所管課：人権課)

草の根による人権啓発活動及び他団体との連携を強化するとともに、市民との協働を進めるため、高槻市人権まちづくり協会の活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
人権まちづくり協会への活動支援	市民との協働のもと、人権意識の普及・高揚を図るため、草の根人	活動を支援するとともに、各種人権啓発事業を委託する。	人権課	実施			

	権市民団体として活動する高槻市人権まちづくり協会を支援する。						
--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

[課題別施策] 市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化センター)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
ふれあいIT推進事業	デジタルデバイドの解消等に資するとともに、ボランティアの活動の促進を図る。	ボランティア団体との協働事業として、IT講習会等を開催する。ボランティアスキルアップ講座を開催する。	富田ふれあい文化センター	実施			

[課題別施策] 地区コミュニティ組織等との協働(所管課：コミュニティ推進室)

地区コミュニティ組織等との協働による地域ぐるみの子育て支援体制の確立や男女共同参画の実現に向け、交流機会の充実や学習機会の提供等、その条件整備のための支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
コミュニティセンター管理運営補助事業	各コミュニティセンターにおける子どもを対象とした学習や体験機会の充実を図り、子育てに関する活動がしやすい条件づくりを行う。	子どもを対象とした取り組みを進める地域の拠点施設でもある各コミュニティセンターの運営経費を助成する。	コミュニティ推進室	実施			
コミュニティ市民会議補助事業	女性を含む多様な主体の参加を支援し、地区コミュニティ間のネットワークをもとにした地域活動の充実を図る。	女性を含む多様な主体の参加を含め、市全域を対象に活動するコミュニティ市民会議の活動を支援するとともに、同市民会議の運営経費を助成する。	コミュニティ推進室	実施			

[課題別施策] 市民公益活動団体との協働(所管課：コミュニティ推進室)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など様々な人権問題に取り組む市民公益活動団体を含む多様な活動を促進するため、市民公益活動団体との協働により運営する市民公益活動サポートセンターの充実を図るとともに、各種団体間の交流や参加促進等市民への啓発を目的とした取り組みを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
市民公益活動サポートセン	市民公益活動の促進のための環境整備として	市民公益活動サポートセンターの取組みや機	コミュニティ推進	実施			

ター事業	開設した市民公益活動サポートセンターにおいて、施設提供をはじめ、相談事業や情報発信支援、学習機会の提供等活動促進のための事業を実施する。	能充実に向けた支援を行うとともに、同センターの運営経費を助成する。	室				
市民公益活動促進事業	様々な人権課題の解決を目指す団体を含めた多様な市民公益活動団体の経験交流や市民の参加啓発等により、活動の促進を図る。	市内の市民公益活動団体との協働による市民公益活動促進フォーラムやボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座等を開催する。	コミュニティ推進室	実施			

[課題別施策] 地区コミュニティ等との協働による自主防災組織の結成促進(所管課：コミュニティ推進室)

地区コミュニティや単位自治会と連携した自主防災組織の結成を促進するため、地域の防災活動の体制づくりを行うとともに、災害時における高齢者や障害者等とのかわり方や、平常時の取組みの必要性に関する啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
自主防災組織結成促進事業	高齢者や障害者等への取組みを含め、地域防災活動を担う自主防災組織の結成に向け支援を行う。	自主防災組織を奨励する高槻市コミュニティ市民会議との連携を図るとともに、まちづくりハンドブック「自主防災活動編」を活用し、自主防災活動の重要性の啓発に努める。	コミュニティ推進室	実施			

[課題別施策] スポーツ・レクリエーション活動の振興(所管課：障害福祉課)
障害者スポーツの振興を図るため、各種スポーツ活動の展開と支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
「高槻市市民ふれあい運動会」の開催	日ごろ、スポーツに接する機会の少ない障害者に運動の機会を提供することで健康増進を図るとともに、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の実現に向け、障害児者	障害者団体や福祉・教育団体等で組織する実行委員会方式で、「高槻市市民ふれあい運動会」を毎年10月の第一日曜日に高槻市立第一中学校で開催する。	障害福祉課	実施			

	と健常者が交流し、相互の理解を深めながら、障害に対する意識の啓発を行う。						
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

【課題別施策（２）】国・府などとの連携

[課題別施策] 就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉課)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげる様々な阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者雇用問題懇談会	各関係機関及び関係団体による懇談会において、意見交換や情報交換などを行い障害者雇用の促進を図る。	公共職業安定所などの関係機関や障害者団体などによる懇談会を開催する。	労働福祉課	実施			

[課題別施策] 就労促進と雇用環境整備(所管課：労働福祉課)

再就職希望者に対し、就労の促進を支援するとともに、女性に対しては、育児・介護休業制度の内容や手続き等の周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
雇用促進事業	女性、若者や就職困難者等をはじめ市民の就労促進を図る。	公共職業安定所と連携し、求人情報の提供や労働相談等を実施する。	労働福祉課	実施			

【基本的方向】団体との協議の場の設定

【課題１】社会的な発言の場の確保

市内に居住する外国人市民の声を行政に反映するための意見交換の場の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策（１）】外国人市民の意見を収集する仕組みづくり

[課題別施策] 外国人市民との意見交換の場の設置(所管課：人権課ほか)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支えあう豊かで活力ある、多文化共生の地域社会の実現に向けて、外国人市民との意見交換の場の設置に向けての検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
外国人市民からの意見収集のための仕組みづくり	多文化共生社会の実現に向け、外国人市民の声を行政に反映させるための意見交換の場を設置する。	庁内関係課及び人権啓発幹事会などで検討する。	人権課ほか	調査 研究		検討	設置

【基本的方向】 企業の自主的な取組みへの支援

【課題1】 企業との連携

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業が行う自主的な取組みに対して支援を行います。

【課題別施策（1）】 企業との連携

[課題別施策] 企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉課)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対し様々な支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
未加入事業所への加入促進	高槻地区人権推進員企業連絡会未加入の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所に対し、加入を勧奨する。	公共職業安定所と連携し、電話及び加入勧奨文を送付する。	労働福祉課	実施			

【課題別施策（2）】 企業における研修などの支援

[課題別施策] 企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉課)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対し様々な支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
啓発講座への支援	高槻地区人権推進員企業連絡会が実施する啓発講座の内容等について、様々な情報提供を行う。	啓発講座のテーマの提案や講師の選定などについて多文化共生に関するものも含め、情報提供を行う。	労働福祉課	実施			
各種研修会への支援	高槻地区人権推進員企業連絡会の各事業所が実施する各種研修会に	研修テーマ・方法の提案や講師選定等について情報提供を行う。	労働福祉課	実施			

	対し、様々な情報提供を行う。						
--	----------------	--	--	--	--	--	--

【基本的方向】 地域との密着した連携・協働体制の推進

【課題1】 交流環境等の充実

人権問題を「知る」という状態から、一歩進んで人権問題に「かかわる」という意識を培うため、情報交換や意見交換の機会の拡充を図ります。

【課題別施策(1)】 交流環境の整備

[課題別施策] 市民交流の推進(所管課：富田ふれあい文化センター・春日ふれあい文化センター)

市民の相互理解を深めるため、市民交流を推進するための事業展開や施設の環境整備を行い、人権問題等の解決を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
市民交流事業	ふれあい・交流を通じて市民相互の理解を進め、人権が尊重される社会環境づくりに資する。	活動準備室の提供により、利用者相互の交流を図る。	富田ふれあい文化センター	実施			
市民交流事業	地域内外の住民が日常的に交流できる場や機会の提供を行い、交流を促進することにより、住民の相互理解を図る。	人権啓発・地域福祉などの講座・パネル展を開催する。	春日ふれあい文化センター	実施			

【課題2】 地域との協働

地域全体でお互いを支え合う体制の構築を図るため、人権意識を高揚、定着させるうえで重要な役割を担っている地域との連携・協働を推進します。

【課題別施策(1)】 地域・地域各種団体・人権関係団体との協働

[課題別施策] 地域での学習及び啓発活動(所管課：人権課)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権まちづくり協会の中学校区地区単体会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域の諸団体との連携強化	地域の諸団体との共催事業を行うことにより、「草の根人権啓発活動」の輪を広げる。	高槻市人権まちづくり協会の中学校区地区単体会が開催する学習会、講座等の事業について	人権課	実施			

		て、地域との一層の連携を図る。					
--	--	-----------------	--	--	--	--	--

[課題別施策] 市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化センター)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
フェスタ・ヒューマンライツ	種々の取組みにより、人権尊重の精神を基礎とする文化の創造・醸成に資する。	人権週間関連の催しとして、市民団体などで構成する実行委員会に参画し、事業目的を達成する。	富田ふれあい文化センター	実施			
地域啓発交流事業	地域に対する人権啓発・交流を促進することを目的とし、より効果を発揮させるため人権市民団体に委託する。	毎年2千人の市民が来場するフェスタ・ヒューマンライツ時に事業を実施することにより、効果を高める。	富田ふれあい文化センター				

[課題別施策] 多文化共生・世代間交流の推進(所管課：春日ふれあい文化センター)

地域において真に豊かな人と人との関係を創造するため、多文化共生・世代間交流を図る中で地域が抱える諸問題について、今、地域住民一人ひとりが何をすべきか考える機会を設定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
ミュージックフェスティバル(ヒューマンライツフェスタ)	地域内外の住民や地域関係団体等の交流を促進し、相互理解を図る。	地域の各種団体が実行委員会を組織して開催されるヒューマンライツフェスタに参画し、実施する。企画・運営については高槻市人権まちづくり協会に委託する。	春日ふれあい文化センター	実施			

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
男女共同参画地域講演会の開催	男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。	地域のコミュニティセンター等と協力しながら講演会を開催する。	男女共同参画課	実施			

[課題別施策] 地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進室)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動を通して、人権啓発に係る取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域内における各種団体のリーダーによる啓発の促進	地区コミュニティ組織を基盤に、地域内各種団体間の連携を図りながら人権啓発の促進を図る。	障害者地域福祉懇談会等地域内における各種団体のリーダーが中心になって取組む人権啓発活動の支援を行う。	コミュニティ推進室	実施			

[課題別施策] 地域福祉懇談会開催の支援(所管課：保健福祉政策課)

障害者に関する住民の理解を深めるため、障害者団体が開催する地域福祉懇談会を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域福祉懇談会開催の支援	障害者団体が開催する地域福祉懇談会を通じて、障害者の置かれている状況について地域住民の理解を深める。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、障害のある人もない人も互いに理解を深め、地域住民の一員として、地域活動に取り組むための懇談会内容とし、より多くの地域住民の参加と会の活性化を図る。	保健福祉政策課	実施			

【課題別施策（２）】地域及び関係機関との連携

[課題別施策] 認知症ケア体制の強化等(所管課：高齢福祉課)

地域及び関係機関と連携し、認知症に対する意識の向上及び認知症高齢者が暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
認知症地域ケア推進事業	地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の強化と地域における認知症対策の意識向上を図り、認知症高齢者が暮らし続けていける地域づくりを目指す。	高槻北地域包括支援センターに委託し、認知症連携担当者を配置するとともに、認知症疾患医療センターとの連携を密にすることで、認知症と診断を受けた人やその家族に対して支援を行う。	高齢福祉課	実施			

		高槻北地域包括支援センターに委託し、医療・介護等の専門職に対し、認知症の研修を行い、理解を深める。 地域住民、ボランティア等を対象に研修を行い、認知症の人に対するかかわり方などの理解を深める。					
--	--	---	--	--	--	--	--

[課題別施策] 障害者等の生活支援(所管課：障害者福祉センター)

障害者等の生活支援を図るため、障害者及びその家族からの多様な相談を受け、自立や社会参加の促進に向けた対応策を関係機関との連携を図り指導、助言及び情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
総合相談・在宅福祉サービス利用援助及び生活支援事業	障害者やその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を支援する。	在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援及びピアカウンセリング等を関係機関・専門機関と連携し、総合的に相談を行う。	障害者福祉センター	実施			

【課題別施策(3)】地域での子育て活動の支援

[課題別施策] 子育て支援の実施(所管課：子育て総合支援センター)

核家族化や都市化等による子育て家庭の負担感や育児不安を軽減できるよう、親子の育ちを地域で支える事業を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域子育て支援拠点事業	子育て不安感の緩和や子どもの健やかな育ちの促進を目的に、身近な地域で気軽に親子が集い、相談、情報交換、交流ができる「場」として、地域子育て支援拠点施設を整備し、安心して子育てできるよう支援する。	交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、講習等を実施するとともに、地域に出向いて、出前ひろば等の地域支援活動を行う。地域子育て支援センターにおいて実施する。	子育て総合支援センター	実施			

ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を行い、仕事と子育ての両立や育児の支援を図る。	説明会・講習会・交流会の開催及び相互援助活動を実施する。また、広報活動を行い周知に努める。	子育て総合支援センター	実施			
-------------------	--	---	-------------	----	--	--	--

【課題別施策（４）】福祉ボランティア活動の支援

[課題別施策] ボランティア活動の支援(所管課：保健福祉政策課)

障害者と地域住民が共に生きる社会づくりを推進するため、高槻市社会福祉協議会が実施するボランティア市民活動センター運営事業、ボランティアが参加して行う地区福祉委員会の活動事業及びボランティアに対する各種研修を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
社会福祉協議会補助事業	すべての人の人権が尊重され、支え合い、助け合いの気持ちを醸成するため、研修事業の開催や地域福祉活動へ誰もが参加しやすい環境づくりの促進など、地域福祉推進に関する事業を支援する。	事業に要する経費について、申請に基づき補助金を交付する。	保健福祉政策課	実施			

[課題別施策] 市民への啓発(所管課：障害者福祉センター)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
ボランティア体験講座	点字、手話、要約筆記、ガイドヘルプ等の体験・学習と障害者との交流を通して、障害者への理解を深め、障害者の社会参加の活動を支えるために何が出来るかを学習するとともに、ボランティア活動への参加を促進する。	事業のプランニングから実施、検証までを障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等で組織する事業推進委員会により実施することにより、内容の充実と円滑な運営を図る。	障害者福祉センター	実施			

【課題3】地域社会におけるネットワークの形成

地域社会の各分野における人権問題の取組みを有機的に結びつけるため、ネットワークの形成に努めます。

【課題別施策(1)】地域社会の各分野におけるネットワークの形成

[課題別施策] 地域社会におけるネットワークの形成(所管課：コミュニティ推進室)

地区コミュニティにおける市民及び各種団体間の交流や連携促進のための事業の支援を行うとともに、様々な社会的課題に取り組む市民公益活動団体間の交流や市民、事業者、行政を含めた連携・協働の取組みを支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23年度	24年度	25年度	26年度
地域振興補助事業	市民憲章に基づく地域振興事業等を通じた取組みを支援するとともに、地区コミュニティ内の市民・団体間の連携、ふれあいの促進を図る。	地区コミュニティが開催する文化祭や運動会などの地域のふれあい促進事業等が円滑に開催できるよう支援するとともに、地区コミュニティ組織の運営経費を助成する。	コミュニティ推進室	実施			